



平成 23 年 1 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社幻冬舎
代表者名 代表取締役社長
兼社長執行役員 見城 徹
(JASDAQ・コード 7843)
問合せ先
役職・氏名 取締役
兼常務執行役員 久保田貴幸
電話 03-5411-6250

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 1 月 20 日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式(下記「I. 1 (1) ②」において定義いたします。)の取得について、平成 23 年 2 月 15 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更

1 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)

(1) 変更の理由

平成 22 年 12 月 29 日付当社プレスリリース「株式会社 TK ホールディングスによる当社普通株式等の公開買付けの結果に関するお知らせ」、同日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、当社の代表取締役社長である見城徹氏がその発行済株式の全てを所有し、かつ代表取締役を務める株式会社 TK ホールディングス(以下「TK ホールディングス」といいます。)は、平成 22 年 11 月 1 日から当社普通株式及び当社新株引受権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、本公開買付けは平成 22 年 12 月 28 日に終了しております。TK ホールディングスは、本公開買付けの結果、平成 23 年 1 月 6 日(本公開買付けの決済開始日)付で当社普通株式 15,968 株(当社の総株主の議決権の数に対する割合は 58.17%)を保有するに至っております。なお、当該割合は、当社が平成 22 年 11 月 12 日に提出した第 18 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数(27,413 個)に、平成 22 年 12 月 28 日までに新株引受権の行使により当社から移転した自己株式に係る議決権の数(36 個)を加えた数(27,449 個)を分母として計算しております。

平成 22 年 10 月 29 日付 TK ホールディングスのプレスリリース「株式会社幻冬舎の普通株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、当社の経営環境に対する厳しい認識の下、当社の代表取締役社長である見城徹氏は、平成 22 年 8 月頃から、今後更なる企業価値向上を実現するための諸施策につき、継続的に検討を重ねてきたとのことであり、当社は、TK ホールディングスより、以下の説明を受けております。

当社の代表取締役社長である見城徹氏は、当社の今後更なる企業価値向上を実現するための諸施策を継続的に検討した結果、当社が今後更なる成長を遂げるためには、中長期的な視点での出版社としての幻冬舎のブランドバリューの向上をはじめ、創業以来培ってきた独創的、魅力的な作品づくりを核としつつ、既存の枠にとらわれない新ジャンルへの展開、紙とデジタルを組み合わせた新たなビジネスモデルの構築等が不可欠であり、そのためには現在の経営環境を抜本的に見直し、短期的な売上や利益、株価にとらわれず、作家や編集者、読者が本当に作りたいもの、読みたいもの、欲しいものを常に生み出せるような経営環境を創造する必要があるとの認識に至りました。

しかし、このような抜本的な変革を実施するにあたっては、初期的投資費用やブランド開発投資、構造改革費用等の一時的な費用の発生等も見込まれ、短期的ではあるものの当社の経営及び業績に大きな影響を与えることから、当社が上場を維持したままこれらを実行した場合には、当社の株主の皆様マイナスの影響を及ぼす可能性があると考えました。さらには、当社が中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な変革を機動的に行うためには、短期的な業績に左右されることなく、当社の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む必要があると考えております。

また、当社は平成 15 年に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成 16 年にはジャスダック証券取引所（現 JASDAQ 市場）に株式を上場しておりますが、現在の当社の財務状況等からは、上場維持の最大のメリットであるエクイティ・ファイナンス活用による資金調達必要性が当面なく、当社は上場会社としてのメリットを十分に活かしてきていないなかで、近年、上場を維持するために必要な様々な実務上の負担（株主総会の運営、開示項目の増加への対応、J-SOX への対応、独立役員を導入、IFRS 適用に向けた対応等）の増加や、それに伴う人件費等の費用の増大が見込まれており、上場維持のメリットにも疑義が生じているものと考えております。

以上の検討を踏まえ、当社の代表取締役社長である見城徹氏は、上場維持の意義も勘案した結果、当社の株主の皆様マイナスのリスクが及ぶことを回避しつつ、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、TK ホールディングスが当社の全株式を取得して非公開化することが最善の手段であると考えに至り、当社の完全子会社化を企図しているとのことです。

当社としましても、平成 22 年 10 月 29 日付当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてご報告申し上げますとおり、当社が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討及び交渉を行った結果、当社の普通株式を非公開化したうえで上記改革を行っていくことが当社にとっても、また当社の一般株主の皆様にとっても、最善の選択肢であるとの結論に達しております。

以上を踏まえ、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、上記完全子会社化に必要な以下の①から③の方法（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、下記（2）の定款変更案第 5 条の 2 に定める内容の A 種類株式（以下「A 種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとする事により、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を更に変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種類株式を 0.00007287 株

の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 0.00007287 株の割合をもって交付いたします。なお、TK ホールディングス以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満となる各株主様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

当社は、A 種種類株式を全部取得条項付普通株式の対価として交付したことにより生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につき、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得て TK ホールディングスに対して A 種種類株式を売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に 248,300 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件-1」は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件-1」が原案どおり承認可決された時点でその効力を生じるものといたします。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第 2 章 株 式 第 5 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、14 万 4,000 株とする。 （新設）	第 2 章 株 式 第 5 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、14 万 4,000 株とし、 <u>普通株式の発行可能種類株式総数は、14 万 3,900 株とし、第 5 条の 2 に定める内容の株式（以下「A 種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は、100 株とする。</u> <u>第 5 条の 2（A 種種類株式）</u> <u>当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主（以下「A 種株主」と</u>

<p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p><u>いう。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>第3章 株主総会 <u>第15条の2(種類株主総会)</u> <u>第10条の臨時株主総会に関する規定、第11条、第12条、第14条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>② 第13条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>③ 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--------------------------	---

2 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件-2」は、「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部を更に変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を0.00007287株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、TKホールディングス以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

また、当社の現行定款第9条第1項、第44条及び第45条におきましては、多数の株主様に対する株主総会の招集手続及び剰余金の配当手続の事務手続を円滑に実施するため、定時株主総会並びに期末配当金及び中間配当金の基準日を定めております。しかしながら、本完全子会社化手続が実施された場合、当社は、TKホールディングスのみを当社の議決権を有する株主とする会社となる予定であり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、これらの定めを削除するものであります。なお、当社の現行定款

第9条の定めを廃止した場合、本年6月に開催が予定されております定時株主総会において議決権を行使することのできる株主様は、当該定時株主総会開催時の株主様となります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成23年3月22日といたします。

(下線は変更箇所を示します。)

「定款一部変更の件-1」による変更後の定款	追加変更案
<p>第2章 株式 (新設)</p> <p>第9条 (基準日) <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>② <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</u></p> <p>第3章～第6章 第10条～第43条 (省略)</p> <p>第7章 計算 第44条 (期末配当金) <u>当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p>	<p>第2章 株式 <u>第5条の3 (全部取得条項)</u> <u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u></p> <p>② <u>当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、A種種類株式を普通株式1株につき0.00007287株の割合をもって交付する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第3章～第6章 第9条～第42条 (「定款一部変更の件-1」による変更後の定款のとおり)</p> <p>第7章 計算 (削除)</p>

<p>第 45 条 (中間配当金) 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当</u> (以下「中間配当金」という。) をすることができる。</p>	<p>第 43 条 (中間配当金) 当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当</u> (以下「中間配当金」という。) をすることができる。</p>
<p>第 46 条 (期末配当金等の除斥期間) <u>期末配当金及び中間配当金</u>が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。 ② 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息を付けない。</p>	<p>第 44 条 (配当金等の除斥期間) <u>中間配当金その他の配当金</u>が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。 ② 未払の<u>中間配当金その他の配当金</u>には利息を付けない。</p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げましたとおり、当社としては、当社が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討及び交渉を行った結果、当社の普通株式を非公開化したうえで当社の経営改革を行っていくことが当社にとっても、また当社の一般株主の皆様にとっても、最善の選択肢であるとの結論に達したことから、株主様のご承認をいただくことを条件として、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件-1」による定款変更に基づき設けられる A 種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされる A 種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 0.00007287 株の割合をもって交付いたします。当該交付がなされる A 種種類株式の数は、上記のとおり、TK ホールディングス以外の各株主様に対して当社が交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する交付の結果生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する A 種種類株式を会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得て TK ホールディングスに対して A 種種類株式を売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に 248,300 円(本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.00007287株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成23年3月22日といたします。

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において、「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3 上場廃止

本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」、及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、JASDAQ市場の上場廃止基準に該当することとなり、平成23年2月15日から平成23年3月15日までの間、整理銘柄に指定された後、平成23年3月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

III. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成22年12月23日(木)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成23年1月7日(金)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成23年1月20日(木)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成23年2月15日(火)
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-1」）の効力発生日	平成23年2月15日(火)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成23年2月15日(火)
当社普通株式の売買最終日	平成23年3月15日(火)
当社普通株式の上場廃止日	平成23年3月16日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-2」）の効力発生日	平成23年3月22日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成23年3月22日(火)

IV. 支配株主との重要な取引等に関する事項

上記II.の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当しますが、当社は、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）

の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成 22 年 10 月 29 日付当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の 3.(3)記載の各措置を講じております。加えて、本取得の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社の代表取締役社長である見城徹氏は、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあることに鑑み、平成 23 年 1 月 20 日開催の当社取締役会における本取得に関する議案の審議及び決議に参加していません。なお、平成 23 年 1 月 20 日開催の当社取締役会における本取得に関する議案については、見城徹氏以外の全ての取締役の出席の下、本取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を出席取締役全員一致により決議しました。また、上記取締役会には一身上の都合により欠席した近藤太香巳氏以外の全ての監査役が審議に参加し、参加した監査役全員が、取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております（なお、上記取締役会の終了後、当社は、近藤太香巳氏からも、本完全子会社化手続の実施に異議がない旨を確認しております。）。

さらに、当社取締役会は、本取引の公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、平成 22 年 10 月 7 日付取締役会決議に基づき、当社の支配株主との間に利害関係を有しない特別委員会を設置し、当社取締役会による本取得の決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見につき、取締役会に対する答申を行うことを諮問する旨決議しました。特別委員会は、平成 22 年 10 月 29 日付で、(i)本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであって、その目的は当社の少数株主にとって不利益なものではないと評価できると考えられること、(ii)本取引に関する当社の検討及び意思決定過程は、いずれも当社の少数株主の利益に配慮したものと評価できると考えられること、(iii)公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件は、いずれも当社の少数株主の利益に配慮したものであり、また、当社の少数株主にとって不利益なものではないと評価できると考えられること、及び(iv)本取得の条件は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと評価できると考えられ、本取得の手続も、当社の少数株主の利益に配慮した手続であると評価できると考えられること、並びに、本取引に関し、他に当社の少数株主を害する要素は特段見当たらないことからすれば、本取引は、その取引全体の目的、条件並びに当社の検討及び意思決定過程において、当社の少数株主にとって不利益なものではないものと評価できると考えられ、したがって、本取引の手続の一環として行われる本取得についても、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議し、取締役会に対してかかる答申を提出しております。なお、平成 22 年 12 月 13 日付当社プレスリリース「株式会社 TK ホールディングスによる買付条件等の変更後の当社普通株式等に対する公開買付けへの賛同及び応募の推奨に関するお知らせ」においてご報告申し上げますとおり、特別委員会は、TK ホールディングスによる平成 22 年 12 月 13 日付公開買付届出書の訂正届出書に記載の買付条件等の変更を踏まえた上でも、上記の答申結果に変更がない旨の判断をするに至り、平成 22 年 12 月 13 日に、当該判断結果について、当社取締役会に報告しております。

なお、本公開買付けの成立に伴い、平成 23 年 1 月 6 日付で TK ホールディングスは当社の支配株主となりましたが、本日現在、当社は、少数株主の保護の方策に関する指針については定めておりません。ただし、当社といたしましては、上記のような措置を講じていることから、本取引は、少数株主にとって不利益なものではないと考えております。

以上